

市道水神川左岸線外1線張出構造物点検業務委託

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「市道水神川左岸線外1線張出構造物点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、道路法に基づき、委託者が管理する張出構造物について点検を行い、張出構造物の損傷及び変状を早期に発見し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るための張出構造物に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(業務範囲)

第3条 業務対象範囲は、委託者が管理する市道水神川左岸線外1線の張出構造物について実施するものとする。

(適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。（橋梁の点検要領を準用）

- (1) 静岡県業務委託共通仕様書 令和4年度版 静岡県交通基盤部
- (2) 静岡県橋梁点検マニュアル改定版 令和2年度版 令和2年4月
静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- (3) 道路橋定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局
- (4) 橋梁における第三者被害予防措置要領(案) 平成28年12月
国土交通省道路局国道・防災課
- (5) その他 関連基準

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

- (1) 計画準備
ア 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な張出構造物の区間毎の点検計画となる実施計画の作成及び関連資料等の収集を行う。

イ 一般図の作成

張出構造物の簡易測量を行い、損傷図を記入するための一般図を作成する。

ウ 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、張出構造物の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、張出構造物の立地条件、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概要を調査して記録(写真撮影含む)する。

(2) 定期点検

ア 現地点検及び診断(健全性の診断)

「点検要領」に基づき、梯子等を用いて、張出構造物点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全度の診断と張出構造物毎の健全性の診断を行う。

また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよい。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合は、速やかに監督員に連絡する。添加物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

イ 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel にて点検要領の「別紙3 点検表記録様式(その1)、(その2)」を作成し記録するものとする。(橋梁の点検要領を準用)

(3) 報告書作成

点検結果の成果として、作成した資料や点検記録等のとりまとめを行う。なお、Microsoft Excel で作成した点検表記録様式(その1)、(その2)については、電子媒体でも納品すること。

(主任技術者の配置及び資格)

第6条 本業務では、熱海市業務委託契約約款第7条で規定する主任技術者を配置しなければならない。なお、本業務の主任技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア 技術士(総合技術監理部門:鋼構造及びコンクリート、又は、道路)

- イ 技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ウ RCCM(鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- エ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級:メンテナンス、又は、橋梁)
- オ コンクリート診断士

なお、主任技術者は、第7条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

(担当技術者の配置及び資格)

第7条 張出構造物点検は以下に示す①～④のいずれかの資格を有する者が行い、1つの張出構造物について点検から診断まで行うこと。

- ①技術士(総合技術監理部門:鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ②技術士(建設部門:鉄鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ③RCCM(建設部門:鉄鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ④国土交通省登録技術者資格(施設分野等:橋梁一業務:診断)として認められた資格

※④のうち、該当する橋種のみ診断を行うことができる資格について、点検対象張出構造物として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし、同一者に限らない。

複数の点検対象張出構造物がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。
上記資格を有しない者は点検補助員とする。

(安全管理)

第8条 受託者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

(打合せ協議)

第9条 打合せ協議は、業務着手時、各作業中の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(1) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、張出構造物点検に必要な資料等の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを

1 回行うことを標準とする。応急対策等が必要となった際には、打合せを追加する。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

(4) その他監督員が必要と認めた場合

(資料の提供)

第 10 条 本業務に必要な資料等は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

(成果品)

第 11 条 成果品は、次に示すとおりとする。提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

(1)報告書(A4 版、パイプ式ファイル)	2 部
(2)電子データ(CD-R)	1 式
(3)その他、委託者が必要とするもの 1 式	1 式

(疑義)

第 12 条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。